

財産形成預金規定集

| 改定後（新） | 改定前（旧） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|----------------|-----------------|-------------|---------------------|-------------|--|-------------|---------------------|-----------------|---------------------|----------------|---|-----------|----------------|-----------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|
| <p>5（利息）</p> <p>(4) この預金を後記 6(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6 か月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>2 年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p><u>ただし B から F については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p> | A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×40% | C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×50% | D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 2 年以上利率×60% | E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×70% | F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 2 年以上利率×90% | <p>5（利息）</p> <p>(4) この預金を後記 6(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6 か月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>2 年以上利率×90%</td> </tr> </table> | A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×40% | C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×50% | D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 2 年以上利率×60% | E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×70% | F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 2 年以上利率×90% |
| A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 2 年以上利率×60% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 2 年以上利率×90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 2 年以上利率×60% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 2 年以上利率×70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 2 年以上利率×90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>14（利息）</p> <p>(3) この預金を後記 15(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、スーパー定期 2 年ものの中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の C の利率により計算した利息額の差額を清算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6 か月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1 年以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> </table> <p><u>なお、B C については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p> | A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×50% | C. 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上利率×70% | <p>14（利息）</p> <p>(3) この預金を後記 15(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、スーパー定期 2 年ものの中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の C の利率により計算した利息額の差額を清算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6 か月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1 年以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> </table> | A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×50% | C. 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上利率×70% | | | | | | | | | | | | |
| A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C. 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上利率×70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B. 6 か月以上 1 年未満 | 2 年以上利率×50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C. 1 年以上 2 年未満 | 2 年以上利率×70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

25 (利息)

(4) この預金を後記 26(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| C. 1年以上2年未満 | 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| D. 2年以上3年未満 | 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| E. 3年以上4年未満 | 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| F. 4年以上5年未満 | 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |

25 (利息)

(4) この預金を後記 26(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| C. 1年以上2年未満 | 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| D. 2年以上3年未満 | 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| E. 3年以上4年未満 | 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| F. 4年以上5年未満 | 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

35 (利息)

(3) この預金を後記 36(1)により解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日現在における次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 前(1)②の適用利率×50% |

ただしBについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

53 (利息)

(4) この預金を後記 54(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払い

35 (利息)

(3) この預金を後記 36(1)により解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日現在における次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 前(1)②の適用利率×50% |

53 (利息)

(4) この預金を後記 54(1)により満期日前に解約する場合および後記 64 により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払い

ます。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとしします。

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算します。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| C. 1年以上2年未満 | 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| D. 2年以上3年未満 | 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| E. 3年以上4年未満 | 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| F. 4年以上5年未満 | 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率 |

ます。

①預入金額ごとの預金がパール期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算します。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70% |
| C. 1年以上2年未満 | 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| D. 2年以上3年未満 | 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| E. 3年以上4年未満 | 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |
| F. 4年以上5年未満 | 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率70% |

70%

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。